○国土交通省告示第千四百五十二号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

平成二十四年十二月十三日

国土交通大臣　羽田雄一郎

一　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

下山佐川１

(二)　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から十二号までを順次結んだ線及び標柱一号と十二号を結んだ線に囲まれた土地の区域

島根県安来市広瀬町下山佐

二八四六番五　一号

二八四六番一四　二号

二八四六番一　三号から五号まで

二八四五番　六号

二八三一番二　七号から十一号まで

三四五番四　十二号

二　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

中祖谷川

(二)　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地並びにこれらの土地に接する河川及び道路のうち、その接している区間の河川敷及び道路敷

島根県邑智郡美郷町簗瀬

二六番二

五一八番一及び五一八番三

五一九番一及び五一九番二

五二一番六

五二二番五

○国土交通省告示第千四百五十三号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

平成二十四年十二月十三日

国土交通大臣　羽田雄一郎

一　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

楠木谷

(二)　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から十号までを順次結んだ線及び標柱一号と十号を結んだ線に囲まれた土地の区域

三重県北牟婁郡紀北町紀伊長島区海野

字久保地　四〇三番　一号

四〇六番　十号

字井ノ谷　三九七番三　二号

四〇〇番　三号

三九七番一　四号

三九六番一　五号

四〇一番二　六号及び七号

四〇二番　八号及び九号

二　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

上野谷川

(二)　砂防法第二条の土地の表示

イ　次に掲げる土地に存する標柱一号から三号までを順次結んだ線及び標柱一号と三号を平成二十二年国土交通省告示第三百二十三号で指定した同号二に掲げる土地の境界線に沿って結んだ線に囲まれた土地の区域

三重県松坂市飯高町乙栗子

字家ノ奥　一八八番三　一号

一八八番六　二号

一八八番二　三号

ロ　次に掲げる土地に存する標柱四号から六号までを順次結んだ線及び標柱四号と六号を平成二十二年国土交通省告示第三百二十三号で指定した同号二に掲げる土地の境界線に沿って結んだ線に囲まれた土地の区域

三重県松坂市飯高町乙栗子

字家ノ奥　一九〇番二　四号

一八五番五　五号

一八五番四　六号

○国土交通省告示第千四百五十四号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

平成二十四年十二月十三日

国土交通大臣　羽田雄一郎

一　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

真沢

二　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から二十号までを順次結んだ線及び標柱一号と二十号を結んだ線に囲まれた土地の区域

群馬県利根郡みなかみ町月夜野

字立石

二五九〇番一　地先道路敷　一号

二六一五番　十号

二六二〇番　十一号

二六二一番　十二号から十四号まで

二六二三番二　十五号及び十六号

二六二三番三　十七号

二六二二番三　十八号

二六一三番　十九号及び二十号

字大曽根外三〇国有林

二五二林班い(1)小班　二号から四号まで

二五二林班い(2)小班　五号から九号まで

○国土交通省告示第千四百五十五号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

平成二十四年十二月十三日

国土交通大臣　羽田雄一郎

一　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

中大川平沢

二　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から二十三号までを順次結んだ線及び標柱一号と二十三号を結んだ線に囲まれた土地の区域

青森県東津軽郡今別町大字大川平

字熊沢　七二番三　一号

七二番一　二号から四号まで

六八番　五号及び六号

六六番二　七号から九号まで及び十五号から十七号まで

六六番一　十号、十一号、十三号及び十四号

六六番三　十二号

二〇一番　十八号から二十号まで

六一番一　二十一号及び二十二号

六一番二　二十三号

○中部地方整備局告示第二百十五号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十四年十二月十三日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十四年十二月十三日

中部地方整備局長　梅山　和成

○国土交通省告示第千四百五十六号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

平成二十四年十二月十三日

国土交通大臣　羽田雄一郎

一　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

馬淵の沢

二　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から二十六号までを順次結んだ線及び標柱一号と二十六号を結んだ線に囲まれた土地の区域

岩手県岩手郡葛巻町田部

字正路　八〇番三　一号から三号まで

八一番一　四号

二四番五　五号から八号まで

二四番三　九号及び十号

八五番一　十一号及び十二号

八六番二　十三号及び十四号

字馬淵

二二〇番　十五号

二二一番　十六号

二一九番一　十七号から二十号まで

二一八番一　二十一号及び二十二号

二一七番二　二十三号

二一五番一　二十四号から二十六号まで

○海難審判所告示第六号

海難審判法第五十一条の規定により、次の小型船舶操縦免許証の無効を宣する。

平成二十四年十二月十三日

神戸地方海難審判所理事官　小俣　幸伸

小型船舶操縦士の本籍、氏名、生年月日

大阪府

安宅　要人　昭和三十八年三月十三日生

免許証の種類及び番号

小型船舶操縦免許証

第〇五二八〇七〇五九七七〇〇号

免許証の交付年月日

平成十九年七月四日